

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号			仕 様 書 番 号
強化液消火器			GE-Z420129P
	防衛大臣承認	年 月 日	
	作 成	平成11年 6月28日	
	変 更	令和 7年 4月 4日	
	作成部隊等名	補給統制本部 施設部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する強化液消火器（以下，“消火器”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 種類

種類は、表1による。細部は、調達要領指定書によって指定する。

表1－種類

番号	種類		物品番号
1	3 L形	施設用	4210-280-9056-5
2	6 L形		4210-132-9604-5
3		訓練用	
4	8 L形	施設用	4210-113-7167-5
		自動車用	4210-116-6006-5

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書名称及び表1の種類による。

例 強化液消火器 3 L形 施設用

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GE-Z421018 粉末消火器

b) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）

消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について（平成30年9月3日付け薬生発0903第1号・20180829製局第2号・環企発第1808319号厚生労働省医薬・生活衛生局長・経済産業省製造産業局長・環境省大臣官房環境保健部長連名通知）

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 消火器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納入時において製造から半年以内の製品とする。
- b) 消火器リサイクルシールを貼り付けした製品とする。
- c) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 検定

この仕様書で調達する製品は、“消防法”に規定されている型式適合検定に合格し、かつ、型式適合検定に合格した製品である旨の表示（国家検定合格証）を付けなければならない。

2.3 材料・消火薬剤

2.3.1 材料

- a) 消火器の各部に使用する材料は、“消火器の技術上の規格を定める省令”（以下、“省令第27号”という。）による。
- b) 消火薬剤は、意図してPFOAとその塩及びPFOA関連物質を使用してはならない。
- c) 消火薬剤に使用する原材料に不純物として含まれるPFOAとその塩及びPFOA関連物質が、“化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について”3-4に規定する、第一種特定化学物質として取り扱われることのない“副生成物”として、原材料の製造者又は輸入者において所轄の行政機関に対し所要の手続（“BAT報告”）を行っている又は行う予定とする。

2.3.2 消火薬剤

消火薬剤は、“消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令”に規定する強化液消火薬剤とする。

2.4 構造・寸法・質量

2.4.1 構造

構造は、次によるほか、省令第27号による。

- a) 消火器は、本体容器に強化液消火薬剤及び圧縮空気又は圧縮ガスを充填し、使用する場合、レバーを握ることで、蓄圧ガスの圧力によってホース及びノズルを通り消火薬剤を放射する構造とする。
- b) 消火器は、堅ろうであり、使用、輸送、保管、設置などにおける振動、衝撃などに十分耐えることが可能な構造とする。
- c) 消火器は、消火薬剤の再充填が可能な構造とする。
- d) 自動車用保持装置は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、ベースプレート、消火器受台及び消火器保持用バンドで構成し、着脱が容易とし、ベースプレートの取付け穴の位置は、1による。

2.4.2 寸法・質量

寸法及び質量は、製造者の規定する仕様及び社内規格による。

2.5 性能

性能は、表2による。

表2－性能

種類	項目		
	消火能力	放射距離	放射時間
3 L形 施設用	A－1以上，B－1以上，C	3 m以上	1.5秒以上
6 L形 施設用・訓練用	A－2以上，B－1以上，C		4.3秒以上
8 L形 施設用・自動車用	A－3以上，B－1以上，C		5.5秒以上

2.6 外観・塗装

2.6.1 外観

外観は、平滑で、さび、有害な酸化皮膜、金とげその他の欠陥があつてはならない。

2.6.2 塗装

塗装は、省令第27号第37条による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GE-Z421018の2.7による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 附属品

附属品は、表3による。

表3－附属品

番号	品名	数量	規定
1	表示板	a)	GE-Z421018の図3(1)による。
2	消火器設置台	a)	表1の番号1とし、GE-Z421018の図3(2)による。
3	消火器格納庫	a)	表1の施設用とし、GE-Z421018の図3(3)による。
注 ^{a)} 数量は、調達要領指定書によって指定する。			

5.2 納入書類

5.2.1 添付書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、消火器1台ごとに表4の書類を添付する。

表4－添付書類

名称	数量	提出媒体	摘要
取扱説明書	1	紙	GLT-CG-Z000001の7.1 a)による。 日本語版とする。

5.2.2 提出書類

契約の相手方は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製品納入時、陸上自衛隊補給統制本部施設部に表5の書類を提出する。

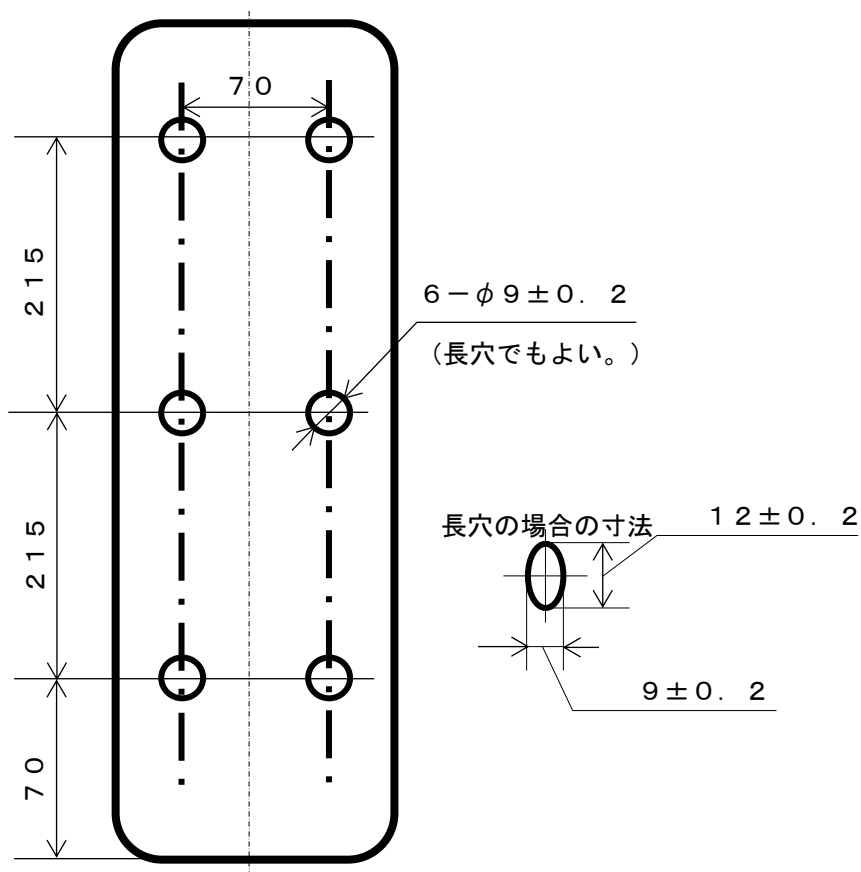
表5ー提出書類

番号	名称	数量	提出媒体	摘要
1	取扱説明書	1	紙	G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の7.1 a), 7.2 a), 7.3 a)による。日本語版とし、合 冊してもよい。
2	整備資料（第1種） ^{a)}	1	紙	
3	部品表（第1種） ^{b)}	1	紙	
注 ^{a)} 整備維持要領及び再充填要領の記載を含む。				
注 ^{b)} 各部品の価格及び各地販売店名の記載を含む。				

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 の8.3による。

単位 mm



注記 穴間隔許容差 ± 0.5 とする。

図1ーベースプレートの取付穴位置